

基幹統計調査の承認の状況

(平成22年12月分)

平成23年1月26日

政策統括官(統計基準担当)

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
民間給与実態統計調査	国税庁長官	承認事項の変更 ・ 国税局長（沖縄国税事務所長を含む。以下同じ。）が行っていた紙媒体等による調査業務について、従来行っていた配布業務の民間委託に加え、回収・審査等一連の調査業務を民間委託したことに伴い、同調査票の提出先を国税局長から国税庁長官に変更。	H22.12.20
学校基本調査	文部科学大臣	承認事項の変更 ・ 日本標準職業分類が統計基準として設定されたことを踏まえ、本調査で使用する統計基準に追加。	H22.12.21
国民生活基礎調査	厚生労働大臣	承認事項の変更 調査事項の変更（簡易調査） 最終学歴又は在学中の学校の追加（世帯票）。 児童に関する給付金受給額の追加（所得票）。 調査方法の変更（簡易調査） 所得票について、他計方式から自計方式に変更。	H22.12.24

（注）本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、「軽微な変更」として統計委員会への諮問にかからなかったものを整理している。